

岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年 3 月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第13号

岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例（平成11年岩手県条例第62号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																
<p>別表第2（第3条関係）</p> <table border="1"><tr><td data-bbox="147 523 808 571">[略]</td><td data-bbox="808 523 1081 571"></td></tr><tr><td data-bbox="147 571 808 1106">3の2 社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条の4第4号の社会教育主事の資格の認定</td><td data-bbox="808 571 1081 1106">盛岡市、宮古市、大船渡市、花巻市、北上市、久慈市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、二戸市、奥州市、滝沢市、雫石町、葛巻町、西和賀町、金ヶ崎町、大槌町、普代村、軽米町、野田村、九戸村及び洋野町</td></tr><tr><td data-bbox="147 1106 808 1153">[略]</td><td data-bbox="808 1106 1081 1153"></td></tr><tr><td data-bbox="147 1153 808 1442">15 工場立地法（昭和34年法律第24号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 (1) 法第6条第1項及び第7条第1項の特定工場の新設等の届出の受理 (2) 法第8条第1項の変更の届出の受理</td><td data-bbox="808 1153 1081 1442">雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町、矢巾町、西和賀町、金ヶ崎町、大槌町、普代村、軽米町、野田村、九戸村、洋野町及</td></tr></table>	[略]		3の2 社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条の4第4号の社会教育主事の資格の認定	盛岡市、宮古市、大船渡市、花巻市、北上市、久慈市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、二戸市、奥州市、滝沢市、雫石町、葛巻町、西和賀町、金ヶ崎町、大槌町、普代村、軽米町、野田村、九戸村及び洋野町	[略]		15 工場立地法（昭和34年法律第24号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 (1) 法第6条第1項及び第7条第1項の特定工場の新設等の届出の受理 (2) 法第8条第1項の変更の届出の受理	雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町、矢巾町、西和賀町、金ヶ崎町、大槌町、普代村、軽米町、野田村、九戸村、洋野町及	<p>別表第2（第3条関係）</p> <table border="1"><tr><td data-bbox="1160 523 1812 571">[略]</td><td data-bbox="1812 523 2089 571"></td></tr><tr><td data-bbox="1160 571 1812 1106">3の2 社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条の4第4号の社会教育主事の資格の認定</td><td data-bbox="1812 571 2089 1106">市町村（岩手町、紫波町、矢巾町、住田町、山田町、岩泉町、田野畑村及び一戸町を除く。）</td></tr><tr><td data-bbox="1160 1106 1812 1153">[略]</td><td data-bbox="1812 1106 2089 1153"></td></tr><tr><td data-bbox="1160 1153 1812 1442">15及び16 削除</td><td data-bbox="1812 1153 2089 1442"></td></tr></table>	[略]		3の2 社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条の4第4号の社会教育主事の資格の認定	市町村（岩手町、紫波町、矢巾町、住田町、山田町、岩泉町、田野畑村及び一戸町を除く。）	[略]		15及び16 削除	
[略]																	
3の2 社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条の4第4号の社会教育主事の資格の認定	盛岡市、宮古市、大船渡市、花巻市、北上市、久慈市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、二戸市、奥州市、滝沢市、雫石町、葛巻町、西和賀町、金ヶ崎町、大槌町、普代村、軽米町、野田村、九戸村及び洋野町																
[略]																	
15 工場立地法（昭和34年法律第24号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 (1) 法第6条第1項及び第7条第1項の特定工場の新設等の届出の受理 (2) 法第8条第1項の変更の届出の受理	雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町、矢巾町、西和賀町、金ヶ崎町、大槌町、普代村、軽米町、野田村、九戸村、洋野町及																
[略]																	
3の2 社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条の4第4号の社会教育主事の資格の認定	市町村（岩手町、紫波町、矢巾町、住田町、山田町、岩泉町、田野畑村及び一戸町を除く。）																
[略]																	
15及び16 削除																	

(3) 法第9条第1項及び第2項の勧告	び一戸町
(4) 法第10条第1項の変更の命令	
(5) 法第11条第2項の期間の短縮	
(6) 法第12条の氏名等の変更の届出の受理	
(7) 法第13条第3項の地位の承継の届出の受理	
16 削除	
[略]	
23の12 [略]	[略]
24 工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律（昭和48年法律第108号）附則第3条第1項の変更の届出の受理	雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町、矢巾町、西和賀町、金ヶ崎町、大槌町、普代村、軽米町、野田村、九戸村、洋野町及びび一戸町
24の2 [略]	[略]
[略]	
27 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下この項において「法」という。）及び特定非営利活動法人等の設立の手續等に関する条例（平成10年岩手県条例第47号）に基づく次に掲げる事務（2以上の市町村の区域内に事務所を設置する特定非営利活動法人に係るものを除く。）	盛岡市、大船渡市、花巻市、北上市、久慈市、一関市、陸前高田市、釜石市、二戸市、奥州市、滝沢市、葛巻町、紫波町、西和賀町、金ヶ崎町、普代村、軽米町、野田村、洋野町及
(1) [略]	
(2) 法第10条第2項（法第25条第5項及び第	

[略]	
23の12 [略]	[略]
24 [略]	[略]
[略]	
27 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下この項において「法」という。）及び特定非営利活動法人等の設立の手續等に関する条例（平成10年岩手県条例第47号）に基づく次に掲げる事務（2以上の市町村の区域内に事務所を設置する特定非営利活動法人に係るものを除く。）	盛岡市、大船渡市、花巻市、北上市、久慈市、一関市、陸前高田市、釜石市、二戸市、 <u>八幡平市</u> 、奥州市、滝沢市、葛巻町、紫波町、西和賀町、金ヶ崎町、普代村、軽米町、野田村
(1) [略]	
(2) 法第10条第2項（法第25条第5項及び第	

34条第5項において準用する場合を含む。)の設立の認証の申請等の公告及び縦覧 (3)～(32) [略]	び一戸町
27の2 大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下この項において「法」という。)に基づく次に掲げる事務 (1)～(19) [略]	大船渡市
27の3 中心市街地の活性化に関する法律(平成10年法律第92号)第38条第2項の大規模小売店舗内の店舗面積の合計等の変更の届出の受理 [略]	大船渡市
36の3 大規模小売店舗立地法施行規則(平成11年通商産業省令第62号。以下この項において「省令」という。)に基づく次に掲げる事務 (1)～(7) [略]	大船渡市
[略]	
37の5 岩手県文化財保護条例(昭和51年岩手県条例第44号。以下この項において「条例」という。)に基づく次に掲げる事務。ただし、第3号に掲げる事務にあつては、県教育委員会が自ら行うことを妨げない。 (1)～(4) [略]	久慈市、陸前高田市、釜石市、二戸市、奥州市、雫石町、金ケ崎町、大槌町、普代村及び一戸町
[略]	

34条第5項において準用する場合を含む。)の設立の認証の申請等の公告又は公表及び縦覧 (3)～(32) [略]	、洋野町及び一戸町
27の2 大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下この項において「法」という。)に基づく次に掲げる事務 (1)～(19) [略]	大船渡市及び花巻市
27の3 中心市街地の活性化に関する法律(平成10年法律第92号)第38条第2項の大規模小売店舗内の店舗面積の合計等の変更の届出の受理 [略]	大船渡市及び花巻市
36の3 大規模小売店舗立地法施行規則(平成11年通商産業省令第62号。以下この項において「省令」という。)に基づく次に掲げる事務 (1)～(7) [略]	大船渡市及び花巻市
[略]	
37の5 岩手県文化財保護条例(昭和51年岩手県条例第44号。以下この項において「条例」という。)に基づく次に掲げる事務。ただし、第3号に掲げる事務にあつては、県教育委員会が自ら行うことを妨げない。 (1)～(4) [略]	久慈市、陸前高田市、釜石市、二戸市、奥州市、 <u>滝沢市</u> 、雫石町、金ケ崎町、大槌町、普代村及び一戸町
[略]	

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際この条例による改正前の岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例別表第2の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの規定により知事若しくは県教育委員会がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に法令若しくは条例の規定により知事若しくは県教育委員会に対してされた申請その他の行為のうち、同日以後においてこの条例による改正後の岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例別表第2の左欄に掲げる事務で市町村の長又は教育委員会が管理し、及び執行することとなるものに係るものは、同日以後における法令又は条例の適用については、当該市町村の長若しくは教育委員会のした処分その他の行為又は当該市町村の長若しくは教育委員会に対してされた申請その他の行為とみなす。